

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## 旧東欧・ソ連における二つのギリシア・カトリック教会：社会主義体制下での西欧の影響と宗教

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新免, 光比呂 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00002011">https://doi.org/10.15021/00002011</a>

## 旧東欧・ソ連における二つのギリシア・カトリック教会 社会主義体制下での西欧の影響と宗教

新免 光比呂

国立民族学博物館民族社会研究部

- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 1 はじめに                   | 教会                           |
| 2 ソ連・ルーマニアの社会主義体制下での宗教政策 | 4 ギリシア・カトリック教会弾圧にみる社会主義体制の特質 |
| 3 社会主義体制とギリシア・カトリック      | 5 むすび                        |

### 1 はじめに

旧東欧・ロシアにおける社会主義体制の全面的な崩壊は、政治経済体制の変化ばかりではなく、民族や宗教などといった社会主義体制下では抑圧されていた集団的活動が自由化されるという結果をもたらした。具体的には旧ユーゴスラヴィアでの民族紛争、チェコとスロバキアの分離、ロシア正教会の政治的活性化、ポーランドのカトリックの政治的関与、全般的な新宗教の普及などがみられる。

そうした変化の中でも、きわめて政治色の強い宗教的対立を示しているのが、ウクライナとルーマニアのギリシア・カトリック教会<sup>1)</sup>の問題である。ソ連からの独立を果たしたウクライナ（とくに西ウクライナ）においてはロシア正教会とギリシア・カトリック教会（通称ウクライナ・カトリック）との対立が顕著になっている。またチャウシェスク大統領の個人独裁から解放されたルーマニアにおいては、ルーマニア正教会とギリシア・カトリック教会との間で激しい対立がみられるようになった。

社会主義体制崩壊後のウクライナとルーマニアにおいて正教会とギリシア・カトリック教会が対立を示しているのは、社会主義体制時代のソ連とルーマニアの宗教政策が深く関わっている。ソ連におけるロシア正教会とルーマニアにおけるルーマニア正教会は、ときとして厳しい弾圧の対象となりながらも体制と妥協し、おおむね受け入れられて組織としての存続が許されていた。しかし、ギリシア・カトリック教会は全面的に禁止され、組織的な解体を余儀なくされた。そして信者は正教会への帰順を強制されたのである。ところが、ソ連においてはゴルバチョフ改革、ルーマニアにおいては民主革命によって宗教の自由化が進んだ。それによって、ギリシア・カトリック教会は組織としての復活を果たし、信者たちの回帰と正教会に対して社会主義体制下で奪われていた教会財産の返還要求を行うようになった。これがギリシア・カトリック教会と正教会の組

織的対立の構図である。

この二つのギリシア・カトリック教会の事例からは、ソ連とルーマニアという異なる政治文化をもつ社会主義国家において共通する宗教政策から政治と宗教との深い関わりをみてとることができる。問題となるのは、なぜギリシア・カトリック教会は正教会と異なる政策の対象となったのかということである。

本稿では、ウクライナとルーマニアにおけるギリシア・カトリック教会に対する社会主義体制の弾圧をソ連とルーマニアにおける宗教政策のなかでとらえ、さらに典礼と教会慣行をギリシア・カトリック教会と正教会が共通に持つという点を考察の対象とする。西欧からの働きかけの産物であるギリシア・カトリック教会は、東欧・ロシアにおいてきわめて特色ある存在であり、その理解を深めることで東欧・ロシアにおける西欧の影響の意味を明らかにすると同時に、儀礼と信仰についても問題を提起したい。

以下では、まずソ連・ルーマニアの社会主義体制下での宗教政策を概観し、続いて両国のギリシア・カトリック教会に対する弾圧の経過を確認し、最後に社会主義体制下でのギリシア・カトリック教会の弾圧を宗教の儀礼的実践の意味と関わらせて考察する。

## 2 ソ連・ルーマニアの社会主義体制下での宗教政策

ソ連の宗教政策を特徴づけるものは、初期の革命的熱狂に支えられた戦闘的無神論とそれに導かれた反宗教闘争、第二次世界大戦すなわち大祖国戦争における危機にさいしての聖職者の愛国的精神の高揚と宗教の容認、第二次大戦後の冷戦体制下での緊張とその後の共産主義イデオロギーの形骸化と宗教の復興である。

ロシア革命前の帝政時代の宗教政策においては、ロシア正教会は国教的な地位を与えられ、皇帝が宗務院を支配することによって教会を統制していた。無宗教、無信仰は禁じられていたが、ロシア正教以外の信仰も自由とされていた。ただし、キリスト教徒を非キリスト教徒に改宗させる行為は禁じられ、新宗派を開くことは厳禁されていた（木村1987）。

それに対して、ソヴィエト政府は、まず1917年一切の土地所有権を廃止する「土地について」の布告を発して教会領の国有化を行った。続いて1918年、「教会を国家から学校を教会から分離することに関する人民委員会会議布告」が公布され、宗教に関する最初の立法となり、その後の法的な根拠となった。布告は、教会の国家からの分離、市民の宗教信仰の、あるいは信仰しない自由、公共秩序に反しない範囲での宗教儀式執行の自由、学校の教会からの分離と、学校における宗教教育の全面禁止、教会並びにその他の宗教団体からの財産所有権および法人格権の剥奪、教会施設並びにその他の教会資産の国有化と、礼拝用施設の状態による管理などを内容とするものであった。その

目的は、信者の信仰を対象とするのではなく、革命の敵対勢力とされたロシア正教会の政治的、社会的影響力を排除することであった（廣岡1993）。

1922年、内戦に勝利したボリシェヴィキ政権は教会に対して新たな弾圧を加え始めた。それは「54人裁判」を頂点とするもので、この裁判を通してボリシェヴィキ政府はロシア正教会内部の分裂をはかり、教会組織の破壊に成功した。1927年にはチャーホン総主教の死後にロシア正教会首長に就任した府主教セルギーが忠誠宣言を表明し、ソヴィエト政府への同調と屈服をしめすようになった。1929年には、宗教団体に関する決定が布告された。これは二度の改訂を経て、ソ連の社会主義体制下での宗教に関する基本法となったものである。68条からなるが、まず宗教団体の設立については第3条と第4条によって規定されている。教育との関係においては第18条によって教育施設における宗教的教義の教授は禁止され、例外的に神学校においてのみ認められるとなっている。布教は第19条によって特定の場所に限定されている（木村1987）。

スターリン体制下で続いた宗教弾圧に転機が訪れたのは、ドイツによるソ連侵攻であった。総主教代理セルギー府主教は、すべての正教会信者に向けての祖国防衛を訴えるメッセージを発した。こうしたロシア正教会の姿勢は、ロシア民族主義とソヴィエト愛国主義の覚醒と高揚を促すものであると同時に、ソヴィエト国家と教会の関係を規定するものであった（廣岡1993）。スターリンはロシア正教会の戦争協力への見返りとして攻撃的な反宗教政策を撤回した。

スターリン体制下でのロシア正教会と国家との協調関係は、フルシチョフの登場によって失われた。フルシチョフは1959年から大々的な宗教弾圧を開始し、1930年代のスターリン政権の宗教弾圧に匹敵するともいわれる。

1964年のフルシチョフの退陣は、厳しい反宗教政策から穏健で科学的な無神論党争への転換になった。ブレジネフ体制下では、ロシア正教会は徐々に勢力を回復し、他方でソヴィエト政権への支持と協力をはっきりしめすようになった。

ロシア正教会の復権を決定的なものとしたのは、ゴルバチョフの改革路線だった。ゴルバチョフはクレムリンでロシア正教会総主教らと会談し、過去の宗教弾圧について謝罪を行った。さらに1990年には、新宗教法すなわち「良心の自由と宗教団体に関する法律」が制定され、信仰の自由が法的に承認された。

一方、ルーマニア社会主義国家の宗教政策は、共産党指導者と教会指導者との個人的な関係による協調、スターリン主義の影響下での弾圧、さらにチャウシェスク大統領の登場とともに進められた民族主義的政策にもとづく妥協路線によって特徴づけられる。

社会主義以前のルーマニアの宗教政策は、1918年の大きな転機としている。それまでワラキアとモルドバからなるルーマニア王国は、ルーマニア民族が絶対の多数を占め、宗教的にはルーマニア正教会が公的なほほ唯一の国民宗教として君臨していた。し

かし、1918年の大ルーマニアの成立によって、トランシルヴァニア、クリシャナ、バナート、ベッサラビア、ブコヴィナの諸地方を獲得し、それとともに多くの少数民族を抱え込むことになった。それによって宗教事情も大きく変わり、プロテスタント、ローマ・カトリック教会、ギリシア・カトリック教会が、宗教的にも政治的にも重要な存在となった。この新しい状況に対応したのが、1928年の宗教法である。この法律に基づいて、バプティストとセヴンスデイ・アドヴェンティストなどのセクトをのぞくすべての宗教団体が精神的事柄の自由を享受することになった。国家はすべての宗教団体に行政的な支配を及ぼしたが、唯一ローマ・カトリック教会だけは、1927年のヴァチカンとの政教条約に基づいて教会組織、教育制度など実質的にまったくの自由を得た (Pope 1983)。

このような状況に激変をもたらしたのが、ルーマニアにおける社会主義体制の成立とそれに続く新しい宗教法の制定である。戦後まもない社会主義政権の宗教政策は、無神論の立場に立ちながらもルーマニア正教会やネオ・プロテスタントのなかの複数の宗派とは良好な関係を構築した。その理由は、共産党が国内を安定的に支配するには十分な力を持たなかったためである。国民の多くが宗教の深い影響下にあるという状況のもとで共産主義者は、国民の支持を得るために宗教、特にルーマニア正教会との妥協を必要とした。また一部のネオ・プロテスタント<sup>2)</sup>については、その禁欲的な態度が共産主義者の共感を呼び、革命勢力としての共闘が期待された。さらに、共産党の実力者であったゲオルゲ・デジと正教会の司祭ジュスティニアン (後の総主教) との個人的関係も国家と正教会との間での協調体制に影響を与えたといわれる。

1948年の宗教法は、1989年の民主革命と翌年の新宗教法の制定まで有効であった。その内容は、良心と宗教の自由に対する国家の保証、宗派間の対立の禁止、なんびとの宗教的信条も市民的政治的権利を保持、行使する障害とはならないこと、宗教団体はその実践および儀礼が憲法、安全保障、公共秩序、良俗に反しない限り自由に組織し、昨日することができる、宗教団体はみずからの規範に則って組織することができることなどからなる。ただし、各宗教団体は宗務庁を通して審査、承認を得るために、それぞれの信仰の信条とともに組織と運営の条項を提出しなければならないとある (Pope 1983)。それにしたがって、合法的認知の条件として国家はすべての宗教団体から「設立条項」を要求した。それに応じたユダヤ教やイスラームを含む14の宗教団体が認知されたが、この条件を拒否したローマ・カトリック教会、ギリシア・カトリック教会、「主の軍隊」<sup>3)</sup>、ネオ・プロテスタントのいくつかの宗派は認知されなかった。ただし、認知とはいっても自由な宗教活動を認めるというより、政府の管理下におこうとする手段であった。

ルーマニア正教会は、すでに述べたようにルーマニア民族統合のための国民教会とし

て共産主義政府から認知されていた。しかし、1950年代には他の宗教団体と同様に弾圧を被ることになった。迫害の対象は主として修道院で、1958年から63年のあいだに約500人の司祭、修道士、世俗信徒が逮捕された。そして修道院の数を200から100へ、修道士の数を7,000から2,000に減らされ、多くの修道士が投獄あるいは精神病院へ収容された。弾圧は1960年代から1970年代初頭にかけて小康状態に入り、1964年には大赦で12,000人の人々が釈放された。この時期は新たな指導者チャウシェスクの登場の時期と一致する。チャウシェスクは、ルーマニア人の民族主義的感情をあおり自己の権力基盤としたので、民族統合の手段として正教会は重要な意味をもった。しかし、国家との妥協路線には大きな代償を支払わねばならなかった。正教会の精神的な活動の低下に不満をもつ信者は、福音主義に惹かれていったのである (Broun 1988)。

### 3 社会主義体制とギリシア・カトリック教会

前節でみたように、ソ連とルーマニアにおける国家と正教会との関係は、前者においては敵対の状態から妥協に移行し、後者においては初めから協調的性格を示したという相違点があるものの、結果として妥協が成立したという点で共通する。その共通項の最も顕著な要因となったのが、それぞれの民族主義と正教会との密接なつながりである。それと対照的な関係を示すのが、ウクライナとルーマニアにおけるギリシア・カトリック教会と国家との関係である。

ウクライナにおけるギリシア・カトリック教会の運命は、それまでポーランド領であった西ウクライナを1939年にソ連が併合したことによってきわめてきびしいものとなった。ウクライナにおけるソ連の宗教政策は、クレムリンにおける従来の宗教政策をふまえたものであった。それは一方では、共産主義社会の実現をはばむ障害であって科学的に容認できず社会的にも有害な幻想としての宗教に対する戦いを強制するイデオロギーであり、他方ではボルシェヴィキの政治的、経済的な目的を反宗教的活動よりも重視するレーニン主義の公式であった (Bociurkiw 1965)。したがって、ソ連の宗教政策はイデオロギーと実際の配慮との間を揺れ動くことになった。それによって利用する宗教組織と利用しがたい宗教組織と間に政策的な違いが現れることになった。

もとより、ソ連においてカトリックは好ましからざる存在であった。1923年から始まった迫害の波は、1930年代後半にはソ連における組織的なカトリック教会の解体という結果をもたらしていた。体制のカトリックに対する敵意にはいくつかの理由がある。

まずソヴィエトによる教会立法の厳しい条項に対するカトリック教会の執拗な抵抗があげられる。カトリック教会の抵抗はとくに若者に対する宗教教育の禁止と教会財産の

徴収に向けられた。第二にソヴィエト化に対するカトリック教会の不従順がある。第三に西欧志向の少数民族であるポーランド人との密接な関係がある。第四にカトリック教会がローマのヴァチカンの指導下にあるという事実であった (Bociurkiw 1965)。

このようなカトリック教会に対するソ連当局の方針が、ギリシア・カトリック教会に対する政策に反映していたが、そればかりではなく、ロシア革命以前の帝政ロシアのギリシア・カトリック教会に対する政策を引き継いでいた。それは1930年代になって明らかとなったスターリン体制のロシア民族主義的傾向が示す伝統主義の影響であり、ギリシア・カトリック教会がもつウクライナ民族主義との親近性に対する警戒の現れでもあった。

併合した1939年からドイツ軍が侵攻してくる1941年のウクライナ占領時代に、クレムリンはギリシア・カトリック教会のロシア正教会への強制的統合の方針を決定した。ドイツ軍との戦いの中で愛国的高揚を認められたロシア正教会も積極的にこの目的に貢献した。

ドイツ軍を駆逐した1944年の赤軍による再占領によって、ウクライナのギリシア・カトリック教会はさらに厳しい状況に置かれることになった。赤軍の侵攻を逃れたウクライナ知識人の大量脱出は、教会の信者組織の基盤を弱めたが、さらにギリシア・カトリック教会の10%にもものぼる聖職者の減少をもたらした。またアンドレイ・シェプツキー大司教の死去は、世界的に知られた西ウクライナの代弁者を失うことにもなった。

1943年にソヴィエト体制とロシア正教会との間で結ばれた政教条約は、ギリシア・カトリック教会のロシア正教会への統合の方針を決定的なものにした。この決定にはロシア民族主義のソヴィエト指導者たちへの影響とロシア民族の利害を代表するロシア正教会への信任があった。

そして、1945年から46年にかけて大量の聖職者の逮捕が行われ、ギリシア・カトリック教会は完全な解体を余儀なくされた。ギリシア・カトリック教会のロシア正教会への実際の統合には、次のようなステップがふまれた。心理的な準備、指導者の逮捕、愛国的な教会指導者の出現、モスクワ総主教の介入、ギリシア・カトリック教会聖職者の再教育、ローマとの合同の自主的な解体とロシア正教会への再合同、合同の残存の精算であった (Bociurkiw 1965)。

一方、ルーマニアにおいては、社会主義政権成立後でルーマニア正教会と共産主義国家が協調路線を歩んでいる時期、ギリシア・カトリック教会はルーマニア人の民族的統一を乱すものとして敵視され、徹底的な弾圧の対象となった。1948年10月1日には、クルージュにおいて司教会議が政府の強制によって開催された。この会議ではローマ・カトリックとの合同の廃止を決定し、続いて正教会の総主教と主教の全員がアルバ・ユリアでローマ・カトリックとの合同の終了を確認する「シノド宣言」に署名して、ギリ

シア・カトリック教会は250年の歴史を閉じた。正教会は、政府による弾圧をかつての強制改宗を正常化したものとして認め正当化した。改宗を拒んだギリシア・カトリック教会の6人の司教全員、1,800人の司祭のうち600人が投獄され、このうち司祭の半分と5人の司教が獄中で死亡した。ギリシア・カトリックの信者は正教会への改宗を余儀なくされたが、正教会に強く反発する人々も多く、一部はローマ・カトリックやネオ・プロテスタントへ改宗していった。1989年の民主革命によって宗教が自由化するまで、信徒の活動は完全に地下活動化していた (Broun 1988)。

#### 4 ギリシア・カトリック教会弾圧にみる社会主義体制の特質

ソ連およびルーマニアにおいて宗教弾圧はしばしば行われたが、完全な組織的解体が行われた例は少ない。その数少ない例の一つがギリシア・カトリック教会の解体であった。なぜギリシア・カトリック教会が組織的な解体を余儀なくされたのか、その理由を考えることで社会主義国家の宗教政策における西欧からの影響に対する反応と宗教における儀礼の重要性との関わりが浮かび上がってくる。

まずウクライナ・カトリックの成立事情をみてみよう。現在のウクライナとベラルーシの大部分は、かつてポーランド・リトアニア王国の支配下にあった。キエフ府主教の管轄下であり、東方典礼が行われていた。ところが、キエフ府主教座がモスクワに移り、モスクワ府主教座となると、管轄すべき主教座が失われてしまった。そこで、1458年に新たなキエフ府主教座がローマ教皇によって設立された。だが、実質的にはコンスタンティノーブル総主教の管轄下に入っていた。その後、宗教改革がポーランドに及ぶと改革派が正教徒に接近し、対抗改革を行うカトリック教会が改革派に走った正教徒をカトリックに改宗させていった。カトリック教会は、ポーランド王とローマ教皇の同意をうけ、1595年のプレストの会議で教会合同を決定した。その内容は、ローマ教皇の権威とカトリック教会の教義を認めたまま東方典礼と東方の教会慣行の保持を認めるというものであった。

この東方典礼カトリック教会すなわちギリシア・カトリック教会は、教育活動においてきわだっていた。イエズス会のコレギウムが最高の教育機関となり、多くの青年がそこで学んだ。モルダヴィアの貴族であったピョートル・モギラは、キエフのペチェルスキ修道院にコレギウムを模倣した神学校を開き、正教会の刷新を図った。モギラは後にキエフ府主教となるが、カトリック神学を援用して正教会の教義をまとめた。それと同時にラテン語を教育に取り入れて、ロシアのピョートル1世の近代化政策を推進する人材を育てた。ウクライナのギリシア・カトリックは、ロシアの近代化への貢献を果たしたのである (森安 1986)。



一方、ルーマニアのギリシア・カトリック教会が成立したトランシルヴァニアは、当時ハプスブルグ帝国の支配下にあった。時の皇帝レオポルド1世（在位1657-1705）のもとで、ハンガリーのローマ・カトリック大司教であったコロニチが、正教徒であるルーマニア民衆をローマ・カトリックへの改宗対象にしようとした。コロニチ大司教の指導下で改宗運動を実質的に担ったイエズス会は1693年にトランシルヴァニアに入り、まずルーマニア正教会の聖職者を改宗の対象とした。この改宗運動を支援したレオポルド1世の目的は、さまざまな地域からなる帝国を一元的に支配する政治的手段をカトリックへの改宗によって手にすることであった。このようにギリシア・カトリック教会の成立は、反宗教改革を進めるローマ・カトリック教会の方針とハプスブルグ帝国が目指す帝国版図の一元化という政治的利害との一致によるものであった（Hitchins 1969）。

こうして誕生したギリシア・カトリック教会は、ルーマニアへの西欧文化の架け橋となった。西欧に留学した司祭たちは、そこで西欧の文化を身につけた。その最も大きな影響は、ルーマニア民族のローマ起源の発見と西欧の政治思想のルーマニアでの展開であった。ギリシア・カトリック司祭たちは啓蒙主義の影響を受け、諸個人がもつ天与の権利としての自然権思想を集団に当てはめ、トランシルヴァニアでの支配民族であったハンガリー人、セクイ人、サクソン人に対するルーマニア人の平等な権利を正当化した。それによって、ルーマニア人の民族意識を覚醒するという役割をはたした。

このように両国におけるギリシア・カトリック教会は、西欧化の担い手としての役割を歴史的に担ってきた。それが社会主義体制下でひととき激しい弾圧の対象となったのは、親西欧的性格が理由となっているのはすでに明白である。だが、それはローマ・カトリック教会はなぜ存続することができたのかの理由とはならない。そこで注目したいのは、ギリシア・カトリック教会と正教会との間での典礼と教会慣行における共通性である。

ウクライナのギリシア・カトリック教会に関して言えば、信者はポーランドとロシアのはざまにあってウクライナという民族意識の発達は遅れていた。ローマ・カトリックであるポーランドは、長年にわたってウクライナを支配してきたが、それに対して正教であるロシアも繰り返し反撃を行った。ロシア、プロシア、オーストリアによるポーランド分割は、ウクライナをロシアの影響下のもとにおいたが、西欧の民族主義の波はウクライナにも民族の意識を育んだ。そこにおいて、ギリシア・カトリック教会はロシア民族主義とロシア正教会に対するウクライナの防波堤としての役割を果たすようになった。しかし、それはロシア側からみれば、西欧のイニシアティヴによって作られた正教会からの逸脱にみえる。さらに典礼と教会慣行が同じであるという点で、一般信者の意識においてギリシア・カトリック教会と正教会とはまったくの差異が意識されず、そ

では民族意識の差のみが強調される。

ルーマニアにおけるギリシア・カトリック教会については、ギリシア・カトリック信者とルーマニア正教信者とは民族そのものが共通であり、両者の間に差異はまったくない。強いてあげるとすれば、ギリシア・カトリック教会指導者が西欧留学で身につけた西欧文化の大きな影響であろう。それはギリシア・カトリック教会聖職者にルーマニア人とは異なるアイデンティティを与えたであろうが、民族独立運動においてギリシア・カトリック教会聖職者もルーマニア正教聖職者と同様な民族主義的熱意を示し、そこにおいて両者をわかちものはない。

宗教というものを考える場合、信仰と儀礼というものはどちらか一方に重要性が付与される。プロテスタント以後の近代主義においては、信仰は儀礼に勝ると考えられたが、それまでおよびそれ以降のカトリック、東方正教会においては儀礼はかわらず重視されてきた。儀礼がたんなる形式的行動であると考えれば、宗教において信仰が第一とされるのは当然であるが、身体化された知識という点からみれば、儀礼はまさしく意識されない様式化された行動の中にきわめて強いイデオロギー作用をともなっている(田辺 1993)。儀礼を通してアイデンティティを確認し、あるいは権威を承認する。そう考えれば、儀礼の重要性を否定することはできない。

ギリシア・カトリック教会が正教会と典礼と教会慣行を共通にもつということは、そうした儀礼の性格から鑑みて大きな意味をもつ。それは、宗教の実践レベルでの差異が不可視であることであり、ある意味で正教会への浸透性を持つことであり、差異が見えないだけに西側の浸透を恐れる社会主義政権の全体主義的性格にとって脅威となった。そうした性格を持った上で、教会指導者はローマ・ヴァチカンの強い影響下にあるという事実は、社会主義の形成過程で民族主義化を著しく強めたロシア、ルーマニアにおいて、とうてい容認できない事実だった。ヴァチカンの強力な保護のもとにあったとはいえ、ローマ・カトリックが弾圧を受けながらも社会主義の崩壊まで組織を維持し続けられたのは、ローマ・カトリックが典礼と教会慣行という実践を正教会と同じくせず、アイデンティティの混在の不安がなかったからであろう。

## 5 むすび

本稿においては、まずソ連、ルーマニアにおける宗教政策がともに正教会の民族主義的性格を利用する結果として国家と教会との妥協路線を導いたことを確認した。次にウクライナとルーマニアのギリシア・カトリック教会に対する弾圧が、ともに国家的統合に反する存在としてギリシア・カトリック教会を認識しているところから生じていることをみた。最後に、そうした弾圧においては、儀礼の重要性が関わっており、ギリシ

ア・カトリック教会と正教会とが典礼と教会慣行を共通にすることは、実践レベルでの差異の不可視性をもたらし、それが社会主義政権の全体主義的傾向と鋭く対立したのではないかという説を述べた。

ギリシア・カトリック教会が教義をローマ・カトリックと同じくし、典礼と教会慣行を正教会と同じくするという東西の折衷的性格は、歴史のなかできわめて興味深い事例を提供する。それは政治的な文脈での東欧における西欧の影響に対する評価と民衆の実践における西欧の影響による変容という問題を導く。本稿では宗教政策における宗教の政治性と儀礼の実践的性格がもつ政治的意味にわずかにふれただけであるが、宗教対立における組織としての政治性と儀礼のもつ政治性については、さらなるフィールドワークによる検証が必要であり、今後の課題としたい。

## 注

- 1) 両国におけるギリシア・カトリック教会は名称は共通するが、それぞれに成立の時期は異なる。ウクライナのギリシア・カトリックは、ポーランド支配下にあった1595年に成立し、一方ルーマニアのギリシア・カトリックはハプスブルグ帝国の支配下にあった1700年に成立したものである。共通するのは、正教徒が従来の典礼と教会慣行を保持したままローマ教皇の権威とカトリック教会の教義をみとめたという点である。
- 2) アメリカに本部を置く福音主義派の諸教派。
- 3) ルーマニア正教会内部での福音主義的運動。

## 文 献

木村英亮

1987 「ロシア正教とイスラム教の70年」『ソ連研究』4: 49-73。

田辺繁治

1993 「実践宗教の人類学」田辺繁治編『実践宗教の人類学 上座部仏教の世界』、京都大学学術出版会。

廣岡正久

1993 『ロシア正教の千年』、NHK ブックス。

1989 「現代ソ連のイデオロギー危機と宗教の再生」『ソ連研究』9: 53-70。

森安達也

1986 「宗教」森安達也編『スラヴ民族と東欧ロシア』、山川出版。

Bociurkiw, Bohdan R.

1965 The Uniate Church In The Soviet Ukraine: A Case Study In Soviet Church Policy. *Canadian Slavonic Papers* 7: 89-113.

Broun, Janice

- 1988 *Conscience And Captivity Religion in Eastern Europe*. Washington D.C.: Ethics And Public Policy Center.

Hitchins, Keith

- 1969 *The Rumanian National Movement In Transylvania, 1780-1849*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

Hann, C.M.

- 1993 Religion And Nationality In Central Europe: The Case Of The Uniates. *Ethnic Studies* 10: 201-213.

Hupchick, Dennis P.

- 1995 *Conflict And Chaos In Eastern Europe*. New York: St. Martin's Press.

Pope, Earl A.

- 1983 The Contemporary Religious Situation in Romania. In Dennis J. Dunn (ed.) *Religion and Communist Society*. Berkley: Berkley Slavic Specialities.

Tataryn, Myroslaw

- 1993 The Re-emergence of the Ukrainian (Greek) Catholic Church in the USSR. In Sabrina Petra Ramet (ed.) *Religious Policy in the Soviet Union*. New York: Cambridge University Press.

Walters, Philip

- 1993 A Survey Of Soviet Religious Policy. In Sabrina Petra Ramet (ed.) *Religious Policy in the Soviet Union*. New York: Cambridge University Press.

